

時を「積み重ねる」ということ——法学研究所設立50周年によせて

『専修大学法学研究所紀要』第43号『民事法の諸問題 XV』を刊行するに当たり、玉稿をお寄せ頂いた家永登所員、小川浩三所員、田口文夫所員、中川敏宏所員にまずは心より御礼申し上げますと共に、編集の労を執って下さった二本柳高信所員にも併せて御礼申し上げます。

また、本年度は、法科大学院の晴山一穂所員、日高義博所員、矢澤昇治所員、法学部の吉田治弘所員を定年退職でお送りすることとなった。これら先生方の研究・教育・大学運営に対するこれ迄のご貢献に敬意を表すると共に、法学研究所に対するこれ迄のご尽力にも衷心より感謝の意を表し、且は先生方の今後の益々のご活躍を祈念したいと思う。

さて、2017年7月まで当研究所の所長を務められた森川幸一教授が法学部長という激務に就かれたことから、代わってわたくし前川が所長を拝命することとなり、これ迄は毎年読むのを楽しみにしていた当紀要の序文を自らが書かねばならぬ仕儀と相成った。当研究所は2017年に設立50周年という大きな節目を迎えたことでもあり、それ相応の内容のある序文を綴りたいところであるが、如何せん、格調高い名文を綴る力量を持たない。止むを得ず、歴代所長の書かれた序文を読み返しながらか、来し方を振り返ることで責めを塞ぎたい。同様の試みはこれ迄にも数回行われている。直近では、2014年刊行の紀要の「序」に田口文夫所長（職名は当時。以下同じ。）は「専修大学法学研究所の歩み」という表題を付し、紀要の刊行が始まった1972年以來の歴史を振り返っておられる。ここでは、それとの重複を出来るだけ避けつつ、若干の感想を申し述べたいと思う。歴史を築いてきた先学に対する尊敬の意の表明として受け取られることを、私は希望している。

1996年刊行号の「序文」で庭山英雄所長（2017年に逝去された）は、「歴代所長の序文を全部読み返し」た結果、そこに「それぞれの時代の動きが写し出されていて興味深かった。」と述べておられるが、私も同感である。紀要を刊行し始めた当初は、それを軌道に乗せること自体ままたまならなかったようで、1989年刊行号の宮坂宏所長「序」によれば、「『紀要』本来の姿である逐年刊行を実現するに到ったのは、一九七六年三月からであり、当時の所長であられた石井良助先生の尽力によるところが大き」かったという。紀要の刊行が漸く軌道に乗り、順調に推移するようになるにつれ、序文の内容にも変化が見られ始める。序文の中で所長が自らの見解を積極的に表出するようになるのである。そのような傾向の一例として、岡本坦所長の1994年刊行号「序」及び翌1995年刊行号「序」を挙げておこう。岡本所長のこの序文によって、当時、『一般教養の諸問題』を紀要の中に設けるかどうか所内で議論されていたことが分かる。

時代状況を序文が顕著に反映し始めるのも1990年代後半からである。1997年（3月）刊行号の庭山英雄所長「序文」は「本年度は学内外ともに多難の年であった。外では霞ヶ関においておぞましい汚職が相ついで起きて国民を憤激させた。内では「自己評価・点検問題」が生じて、当研究所も報告書の作成等できりきり舞いさせられた。」という文章で始められている。今や完全に既成事実化している「自己評価点検報告書」の作成は、この時から始まったのであった。坂本重雄所長は、97年（12月）刊行号「序文」で大学外の問題に、続く98年刊行号「序」で大学内の問題に言及しておられ、この頃に、紀要の序文で大学内外の問題に言及するスタイルが定着したと言えよう。

1990年代末あたりからの所長の序文には、大学内外の状況に対する危機意識が強く表面化している。これにはおそらく、この頃から時代の変化が加速し、日本も、また世界全体も、その大きな渦に巻き込まれ始めたことが反映しているに違いない。一言でいうならば、現在にまで直結する「グローバル化」時代の本格到来である。それは当面、大学（学部）については1999年以

来の司法制度改革の一環としての法科大学院設置問題に、また大学外については小泉内閣（2001－2006年）に至って決定づけられる一連の新自由主義的「改革」（構造改革！）による戦後民主主義の解体の問題に収斂する。前者の問題が紀要の序文に初めて表われるのは2000年刊行号の坂本重雄所長「序文」であり、法学部にとっては最も身近な重要問題であることから、以後、断続的に取り上げられて現在に至る。

特に注目されるのは、大学（学部）の問題と大学外の状況とがしばしば関連付けて捉えられていることである。このことを最も典型的に示しているのは2002年刊行号への小田中聰樹所長「刊行に当たって」であろう。そこで小田中所長は、「いま私たちは、国際的にも国内的にも大変動の波にさらされておられ、その一環としての大学の理念的变化、制度的変革の動きに直面しているが、この動きは、表層上の活性化、効率化、機能化とは裏腹に、これ迄私たちの営みを支えてきた学問の自由や学問の良心の制度的基盤をともすれば衰弱化させ、研究者の主體的姿勢を弱める危険をも孕んでいるのではないだろうか。」と述べておられる。この言葉は、それから15年を経て、いよいよ生々しく我々に迫ってくるのではないか。更に2005年刊行号への新山雄三所長「はじめに」でも、「法科大学院栄えて研究減ぶ」とも言われかねないような、昨今の厳しい研究者としての生活現実」と「日本国憲法ですらが、……昨今の険しい改革の波に曝されようとしてい」る現状とがパラレルとして指摘されている。「法の体系性や論理的一貫性をも否定しかねないような、何でもありの「政策的」立法の蔓延」という新山所長の表現は、恰も第二次安倍内閣（2012－2014年）の出現を予見しているかのようである。この新山所長の序文に対して、翌2006年刊行号への晴山一穂所長「はじめに」が「強い共感」を表明し、そこに「わが国における改革路線がはらむ問題の一端」を見出しておられることは印象的である。

晴山所長のこの序文でもう一つ特徴的なことは、その末尾近くで、「公法、私法、刑事法、基礎法の各分野を網羅する法律学の全体はもとよりのこと、

政治学、経済学をも含めた社会科学全体、さらには哲学・思想、歴史学、人類学を始めとする人文諸科学とも協力しながらトータルな角度から取り組む」研究姿勢の必要性が強調されていることである。晴山所長のこの言葉は、10年後、2016年刊行号への森川幸一所長「序」における、「複雑化する現代国際社会が抱える諸問題を的確に認識・分析し、その解決策を模索していくには、複数の学問分野の専門知の糾合が必要であること」の指摘と呼応し合っている。片や行政法分野、片や国際法分野からの指摘であるが、いずれも、ここ10数年来高まってきた問題意識——すなわち、それぞれの学術領域（ディシプリン）がその高度の専門性を維持しながら、しかも同時に、幾つもの学術領域に跨る重要課題に対して如何に共同して対処するかという問題意識——の反映と見ることも出来よう。このような観点から見る時、白藤博行所長が2012年刊行号で「原発をめぐる政治と法」と題する特集を組まれたのは（単に紀要において「特集」が企画されたのはこれが最初であるというだけではなく）画期的であった。原子力問題をも含む環境問題こそは、「複数の学問分野の専門知の糾合」が要請される最も典型的な例の一つと言えるからである。

1972年刊行の紀要第1号の「序言」（その日付は前年9月）が僅か3行であったことを思えば、2005年の新山所長の「はじめに」以降、時に3頁にも垂々とする序文を擁するに至ったことは、紀要の発展と充実の過程を象徴している。そこには、幾星霜にも亘る先学たちの孜々たる知的営為の足跡が集約されているようである。私たちはこれを端的に「伝統」と言い換えることが出来るのかも知れない。

「伝統」という語を聞くと、私はいつも、作家・開高健がかつてその宣伝部に勤務していたことでも知られるS社のウイスキーの、1990年代における印象的なコマーシャルにあったフレーズを想起する。——「時は流れない。それは積み重なる」。積み重なっていく時間、フローとしてではなくストッ

クとしての時間こそが「伝統」を熟成させる。或る事象が「伝統」となるためには、時間の積み重ねという契機が必要不可欠なのだ。「伝統」の最良の部分が作品として結晶化した時、それは「古典」と呼ばれることになるであろう。ヴィンテージものの最上のウイスキーがおそらくそうであるように、じっくりと時間をかけて熟成されたもののみが持つ深い感銘を、「古典」は我々の胃ではなく精神に与える。

しかし、「伝統」にとって、時間との関係は両義的である。「伝統」が構築されるのに時間は必須の要素であるが、他方、「伝統」を解体していく最大の要因もまた時間であるからである。先ほどのコマーシャルの言葉をもじって言えば、積み重ねたものを容赦なく押し流していく破壊的な力をも、フローとしての時間は持っている。「旧き良き伝統」が強く意識されるのは、それが既に失われたか、もしくは失われつつあると意識された時に他ならない。「伝統」喪失感、その「伝統」への憧憬と愛惜の念を高めるばかりではない。それはしばしば「永遠の過去」の不可侵性への信仰（マックス＝ウェーバー）を亢進せしめずにはおかない。そこでは、「伝統」は却って現実から浮き上がって、「神聖化」を、更には「神話化」をすら帰結せしめる。「伝統」が復古的アナクロニズムによって愛用される所以である。「伝統！」「伝統！」の声高な連呼は、「伝統」の内実を奪い、それを政治的なイデオロギーの道具・手段の位置に貶めるものなのだが、主唱する復古的民族主義者たちがそのことを自覚したりはしない。「日本（自分）だけが悪いことをしたんじゃない！」と駄々をこねたり、したことをしなかったことにしたりする態度が、実は日本（自分）の品位を如何に著しく傷つけているかを、彼らが自覚しないのと同様に。

つまりここには、理念型的に区別される二つの「伝統」がある。一つは時間の積み重ねによって形作られる「事実としての伝統」であり、もう一つは時間に押し流されることによって神話化する「イデオロギーとしての伝統」である。時には交錯し、時には相剋するこの二種の「伝統」の複雑な相関関係について、ここで詳論する余裕はない。ただ一つ言えることは、「伝統」のイデオ

ロギー化ないし神話化を防ぐためには、時間を単に流れるに任せるのではなく、それを積み重ねていく地道な努力が必要だということである。「事実としての伝統」の分厚い堆積こそが、「伝統」のイデオロギー化と神話化を阻止する。時間を「積み重ねる」こと——それは「今」を積み重ねることと言い換えてもよい。悠久の時間は無限の「今」に分割されるのだから。私たちは無限個の「今」を積み重ねる営為をひたすら継続していく他はない。

法学研究所にとって、設立50周年よりも大きな節目は2067年の設立100周年以外にはない。私はその時を残念ながら目には出来ないが、その時この拙い序文は果たしてどのように振り返られるであろうか。そしてその時、「伝統」はどのように積み重ねられているであろうか。——その様子を心に思い描きつつ、この冗漫な序文を終える。

2018年1月20日

専修大学法学研究所長 前川 亨